

○国土交通省令第十三号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行に伴い、及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定に基づき、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

		改正後	
(確認申請書の様式) 第一条の三 (略)			
一 (略)			
二 (略)			
(五)	(四)	(三) (一)	(イ)
法第三十五条の三の規定が適用される建築物	法第三十五条の二の規定が適用される建築物	(略)	(5)
			(5)
令第百十一条	(略)	各階平面図	図書の種類
令第百十一条第一項に規定	(略)	(略)	明示すべき事項
		令第二百二十八条の五第七項に規定する国土交通大臣が定める建築物の部分に該当することを確認するために必要な事項	
		改正前	
(確認申請書の様式) 第一条の三 (略)			
一 (略)			
二 (略)			
(五)	(四)	(三) (一)	(イ)
法第三十五条の三の規定が適用される建築物	法第三十五条の二の規定が適用される建築物	(略)	(5)
			(5)
(新設)	(略)	各階平面図	図書の種類
	(略)	(略)	明示すべき事項
		令第二百二十八条の五第七項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況	

		(六)	
		法第三十六條の規定が適用される建築物	
		(略)	
		令第一百二十條第一項から第十八項までの規定が適用される建築物	
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>令第一百二十二條第三項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>		各階平面図	
		(略)	
<p>第一項に規定する国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書</p>		(略)	
		(略)	
<p>令第一百二十二條第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>		(略)	
		(略)	

		(六)	
		法第三十六條の規定が適用される建築物	
		(略)	
		令第一百十二條第一項から第十七項までの規定が適用される建築物	
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		各階平面図	
		(略)	
<p>令第一百十二條第十七項に規定する区画に用いる壁の構造</p>		(略)	
		(略)	
<p>令第一百十二條第十七項に規定する区画に用いる床の構造</p>		(略)	
		(略)	

令第百 (略)	物 る 用 定 号 項 第 第 十 二 条	令 第 百 十 二 条 (略)	令 第 百 十 二 条 第 十 五 項 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	令 第 百 十 二 条 第 十 五 項 に 規 定 す る 国 土 交 通 大 臣 が 定 め る 建 築 物 の 堅 穴 部 分 に 該 当 す る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項	令 第 百 十 二 条 第 四 項 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	令 第 百 十 二 条 第 四 項 に 規 定 す る 防 火 上 支 障 が な い も の と し て 国 土 交 通 大 臣 が 定 め る 部 分 に 該 当 す る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項
			令 第 百 十 二 条 第 十 八 項 た だ し 書 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	令 第 百 十 二 条 第 十 八 項 た だ し 書 に 規 定 す る 場 合 に 該 当 す る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項		

令第百 (略)	物 る 用 定 号 項 第 第 十 二 条	令 第 百 十 二 条 (略)	(新設)	令 第 百 十 二 条 第 十 四 項 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	令 第 百 十 二 条 第 十 四 項 に 規 定 す る 国 土 交 通 大 臣 が 定 め る 建 築 物 の 堅 穴 部 分 に 該 当 す る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項	令 第 百 十 二 条 第 三 項 の 規 定 に 適 合 す る こ と の 確 認 に 必 要 な 図 書	令 第 百 十 二 条 第 三 項 に 規 定 す る 防 火 上 支 障 が な い も の と し て 国 土 交 通 大 臣 が 定 め る 部 分 に 該 当 す る こ と を 確 認 す る た め に 必 要 な 事 項

								第十二条 第十九 項第二 号の規 定が適 用され る建築 物		令第百 十二条 第二十 項及び 第二十 一項の 規定が 適用さ れる建 築物
										各階平面図
										(略)
										令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別の種別
										給水管、配電管その他の管と令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
										二面以上の断面図
										給水管、配電管その他の管と令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別

								第十二条 第十八 項第二 号の規 定が適 用され る建築 物		令第百 十二条 第十九 項及び 第二十 項の規 定が適 用され る建築 物
										各階平面図
										(略)
										令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別の種別
										給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
										二面以上の断面図
										給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別

(空)	
令 第 百 二 十 九 条 第 一 項 の 階 避 難	
(略)	
法 ガ ス の 高 さ 及 び そ の 算 出 方 法 又 は 煙 又 は ガ ス の 高 さ 及 び そ の 算 出 方 法	各室の用途に応じた発熱量 令第百二十八条の六第三項 第一号イに規定する居室避 難時間及びその算出方法 令第百二十八条の六第三項 第一号ロに規定する居室煙 降下時間及びその算出方法 令第百二十八条の六第三項 第一号ニに規定する区画避 難時間及びその算出方法 令第百二十八条の六第三項 第一号ホに規定する区画煙 降下時間及びその算出方法 令第百二十八条の六第三項 第二号イに規定する煙又は ガスの高さ及びその算出方 法

(空)	
令 第 百 二 十 九 条 第 一 項 の 階 避 難	
(略)	

(空)	(略)	安全検証法により階避難安全性を有すること を確かめた階を有する建築物				
		階避難安全検証法により検証した際の計算書				
令第二百二十九条の二第一項の全	(略)	(略)	(略)	令第二百二十九条第三項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法	令第二百二十九条第三項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法	
				令第二百二十九条第三項第一号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法	令第二百二十九条第三項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法	

(空)	(略)	安全検証法により階避難安全性を有すること を確かめた階を有する建築物				
		階避難安全検証法により検証した際の計算書				
令第二百二十九条の二第一項の全	(略)	(略)	(略)	令第二百二十九条第三項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法	令第二百二十九条第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法	
				令第二百二十九条第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法 (新設)	令第二百二十九条第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法	

								館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物
								全館避難安全検証法により検証した際の計算書
								(略)
								令第二百二十九条第三項第一号イに規定する居室避難時間及びその算出方法
								令第二百二十九条第三項第一号ロに規定する居室煙降下時間及びその算出方法
								令第二百二十九条第三項第一号ニに規定する階避難時間及びその算出方法
								令第二百二十九条第三項第一号ホに規定する階煙降下時間及びその算出方法
								令第二百二十九条の二第四項第一号ロに規定する全館避難時間及びその算出方法
								令第二百二十九条の二第四項第一号ハに規定する全館煙降下時間及びその算出方法
								令第二百二十九条第三項第二号イに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法
								館避難安全検証法により全館避難安全性能を有することを確かめた建築物
								階避難安全検証法により検証した際の計算書
								(略)
								令第二百二十九条第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法
								令第二百二十九条第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法
								令第二百二十九条第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法
								令第二百二十九条第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法
								令第二百二十九条の二第四項第二号に規定する全館避難時間及びその算出方法
								令第二百二十九条の二第四項第三号に規定する全館煙降下時間及びその算出方法
								(新設)

(五)	(四)	(四)	(四) (一)	
防火設備を令第百十二条第十二項ただし書の認定を受けたものとする建築物	天井を令第百十二条第四項第一号の認定を受けたものとする建築物	建築物の部分の構造を令第百十二条第三項の認定を受けたものとする建築物	(略)	(イ)
(略)	令第百十二条第四項第一号に係る認定書の写し	令百十二条第三項に係る認定書の写し		(ロ)

四三 (略)

(略)	令第百二十九条第三項第二号ハに規定する煙又はガスの高さ及びその算出方法
-----	-------------------------------------

(四)	(四)	(新設)	(四) (一)	
防火設備を令第百十二条第十一項ただし書の認定を受けたものとする建築物	天井を令第百十二条第三項第一号の認定を受けたものとする建築物		(略)	(イ)
(略)	令第百十二条第三項第一号に係る認定書の写し			(ロ)

四三 (略)

(略)	
-----	--

(五)	(五)	(五)	(五)・(五)	(五)	(五)	(五)	(五)
令第二百二十八条の六第一項の認定を受けたものとする区画部分を有する建築物	(略)	防火設備を令第二百二十六条の二第二項第一号の認定を受けたものとする建築物	(略)	防火設備を令第二百十四条第五項において読み替えて準用する令第二百十二条第二十一項の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第二百十二条第二十一項の認定を受けたものとする建築物	防火設備又は戸を令第二百十二条第十九項第二号の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第二百十二条第十九項第一号の認定を受けたものとする建築物
令第二百二十八条の六第一項に係る認定書		令第二百二十六条の二第二項第一号に係る認定書の写し		令第二百十四条第五項において読み替えて準用する令第二百十二条第二十一項に係る認定書の写し	令第二百十二条第二十九項に係る認定書の写し	令第二百十二条第十九項第二号に係る認定書の写し	令第二百十二条第十九項第一号に係る認定書の写し

(新設)	(五)	(五)	(五)・(五)	(五)	(五)	(五)	(五)
(略)	(略)	防火設備を令第二百二十六条の二第二項の認定を受けたものとする建築物	(略)	防火設備を令第二百十四条第五項において読み替えて準用する令第二百十二条第二十項の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第二百十二条第二十項の認定を受けたものとする建築物	防火設備又は戸を令第二百十二条第十八項第二号の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第二百十二条第十八項第一号の認定を受けたものとする建築物
		令第二百二十六条の二第二項に係る認定書の写し		令第二百十四条第五項において読み替えて準用する令第二百十二条第二十項に係る認定書の写し	令第二百十二条第二十項に係る認定書の写し	令第二百十二条第十八項第二号に係る認定書の写し	令第二百十二条第十八項第一号に係る認定書の写し

4 2・3
(略) (略)

(六) (略)	(五) 令第二百二十九条第一項の階避難安全検査により階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物	(四) 令第二百二十八条の六第一項の区画避難安全検査により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物	(三) (一) (略)	(い)
	(略)			令第二百二十八条の六第一項の区画避難安全検査により検証をした際の計算書

五

(四) (略)	(三) 令第二百二十九条第一項の認定を受けたものとする階を有する建築物	物
(略)	(略)	の写し

4 2・3
(略) (略)

(五) (略)	(四) 令第二百二十九条第一項の階避難安全検査により階避難安全性能を有することを確かめた階のある建築物	(新設)	(三) (一) (略)	(い)
	(略)			(ろ)

五

(四) (略)	(三) 令第二百二十九条第一項の認定を受けたものとする階のある建築物	物
(略)	(略)	の写し

一〇四 (略)

(五) S (十)	(略)	(略)	(九)	(八) S (一)	(略)	(イ)	
						図書の種類	(ロ)
							明示すべき事項

5
11
二 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

一〇四 (略)

(五) S (十)	(略)	(略)	(九)	(八) S (一)	(略)	(イ)	
						図書の種類	(ロ)
							明示すべき事項

5
11
二 (略)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一 （略）

十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

(略)	令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備	令第九十九条の二の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備又は令第九十九条の二の技術的基準に適合する防火設備	令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、令第九十九条の二の技術的基準に適合する防火設備又は令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備
-----	--	--	-------------------------	--	-------------------------	--

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものとする。

一～十一 （略）

十二 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号から前号までに係る部分の変更を除く。）

(略)	令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十項の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備又は令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十項の技術的基準に適合する防火設備	令第九十九条の二の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十項の技術的基準に適合する防火設備又は令第九十九条の二の技術的基準に適合する防火設備	令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第一百四十五条項において準用する令第一百二十条第二十項の技術的基準に適合する防火設備、令第九十九条の二の技術的基準に適合する防火設備又は令第一百十条の三の技術的基準に適合する防火設備
-----	---	---	-------------------------	---	-------------------------	---

<p>令第三十六條の二三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第三十七條の十第四号の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百四條第五項において準用する令第一百二條第二十一項の技術的基準に適合する防火設備、令第九條の二の技術的基準に適合する防火設備、令第十條の三の技術的基準に適合する防火設備、令第三十六條の二三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第三十七條の十第四号の技術的基準に適合する防火設備</p>
--	---

十三〜十六 (略)
2〜4 (略)

(建築物等の種類等)

第六條の六 建築物調査員が法第十二條第一項の調査及び同條第二項(法第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の点検(以下「調査等」という。)を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第十二條第三項の検査及び同條第四項(法第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の点検(以下「検査等」という。)を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の(イ)欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証(以下この条において「建築物調査員資格者証」という。)の種類に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二條の二第一項第一号及び法第十二條の三第三項第一号(これらの規定を法第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める講習は、同表の(イ)欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に依り、それぞれ同表(イ)欄に掲げる講

<p>令第三十六條の二三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第三十七條の十第四号の技術的基準に適合する防火設備</p>	<p>特定防火設備、令第一百四條第五項において準用する令第一百二條第二十項の技術的基準に適合する防火設備、令第九條の二の技術的基準に適合する防火設備、令第十條の三の技術的基準に適合する防火設備、令第三十六條の二三号イ(2)の技術的基準に適合する防火設備又は令第三十七條の十第四号の技術的基準に適合する防火設備</p>
--	--

十三〜十六 (略)
2〜4 (略)

(建築物等の種類等)

第六條の六 建築物調査員が法第十二條第一項の調査及び同條第二項(法第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の点検(以下「調査等」という。)を行うことができる建築物及び昇降機等並びに建築設備等検査員が法第十二條第三項の検査及び同條第四項(法第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の点検(以下「検査等」という。)を行うことができる建築設備等及び昇降機等の種類は、次の表の(イ)欄に掲げる建築物調査員資格者証及び建築設備等検査員資格者証(以下この条において「建築物調査員資格者証」という。)の種類に依り、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる建築物、建築設備等及び昇降機等の種類とし、法第十二條の二第一項第二号及び法第十二條の三第三項第一号(これらの規定を法第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める講習は、同表の(イ)欄に掲げる建築物調査員資格者証等の種類に依り、それぞれ同表(イ)欄に掲げる講

習とする。
(表 略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

令第百十二条第十九項第一号の認定に係る評価	令第百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価	令第百十二条第四項第一号の認定に係る評価	令第百十二条第三項の認定に係る評価				(略)	(い)	(ろ)
			床面積の合計が五千平方メートル以内のもの	床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの			
円 四十一万	円 九十五万	円 百五十一万	円 八十七万	円 七十二万	円 五十六万	円 四十一万			

習とする。
(表 略)

別表第二(第十一条の二の三関係)

令第百十二条第十八項第一号の認定に係る評価	令第百十二条第十一項ただし書の認定に係る評価	令第百十二条第三項第一号の認定に係る評価	(新設)				(略)	(い)	(ろ)
円 四十一万	円 九十五万	円 百五十一万							

令第二百二十八条の六第一項の認定に係る評価	令第二百二十六条の六第三号の認定に係る評価	(略)	(略)	令第二百十二条第十九項第二号の認定に係る評価	円 四十一万
				令第二百十二条第二十一項の認定に係る評価	円 四十一万
				令第二百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価	円 四十一万
				(略)	(略)
				(略)	(略)
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	円 三十六万				
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	円 五十一万				
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	円 七十二万				
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	円 九十二万				
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	円 百十三万				

(新設)	令第二百二十六条の六第三号の認定に係る評価	(略)	(略)	令第二百十二条第十八項第二号の認定に係る評価	円 四十一万
				令第二百十二条第二十項の認定に係る評価	円 四十一万
				令第二百二十六条の二第二項の認定に係る評価	円 四十一万
				(略)	(略)
				(略)	(略)

(空)

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【4. 構造】 (略)

【5. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
- その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

(空)

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A4)

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】～【4. 構造】 (略)

【5. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造 (準耐火時間: 分)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 耐火建築物
- 延焼防止建築物
- 準耐火建築物
- 準延焼防止建築物
- その他
- 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】～【19. 備考】 (略)

(注意)

1. ～4. (略)
5. 第四面関係
 - ①～⑤ (略)
 - ⑥ 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェツクボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」」「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェツクボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準

- 延焼防止建築物
- 準延焼防止建築物
- その他

【8. 階数】～【19. 備考】 (略)

(注意)

1. ～4. (略)
5. 第四面関係
 - ①～⑤ (略)
 - ⑥ 5欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェツクボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合には、準耐火時間(主要構造部に要求される時間をいう。)を併せて記入してください。

⑦ 6欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェツクボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には

に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧ 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号に掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号に掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑨～㉓ (略)
6.・7. (略)

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
建築計画概要書（第二面）
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (略)

【18. 建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無】

有 無

【19. その他必要な事項】

、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。

⑧ 7欄は、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号に掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第2号に掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑨～㉓ (略)
6.・7. (略)

第三号様式（第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
建築計画概要書（第二面）
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】～【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (略)

(新設)

【18. その他必要な事項】

第三十六号の二様式 (第五条関係) (A 4)
(第二面)
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】～【3. 階別用途別床面積】 (略)

- 【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
区画避難安全検証法 (階)
階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法
その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】～【7. 備考】 (略)

(注意)

1. . . 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑥ (略)
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全

第三十六号の二様式 (第五条関係) (A 4)
(第二面)
建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】～【3. 階別用途別床面積】 (略)

- 【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法
その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】～【7. 備考】 (略)

(注意)

1. . . 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑥ (略)
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合に

館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑧～⑯ (略)
4. ・ 5. (略)

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】～【3. 階別用途別床面積】 (略)

- 【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
区画避難安全検証法 (階)
階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法
その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】～【7. 備考】 (略)

は、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑧～⑯ (略)
4. ・ 5. (略)

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】～【3. 階別用途別床面積】 (略)

- 【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法
階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法
その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】～【7. 備考】 (略)

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

（注意）

1. ・ 2. （略）
3. 第二面関係

① （略）

② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③～⑫ （略）

4. （略）

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）
（第二面）

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】～【8. 排煙設備の検査者】（略）

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 区画避難安全検証法（ 階）
- 階避難安全検証法（ 階）
- 全館避難安全検証法
- その他（ ）

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】～【ハ. 予備電源】（略）

【10. 排煙設備の監査の状況】～【20. 備考】（略）

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

（注意）

1. ・ 2. （略）
3. 第二面関係

① （略）

② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。

③～⑫ （略）

4. （略）

第三十六号の六様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）
（第二面）

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】～【8. 排煙設備の検査者】（略）

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 階避難安全検証法（ 階）
- 全館避難安全検証法
- その他（ ）

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】～【ハ. 予備電源】（略）

【10. 排煙設備の監査の状況】～【20. 備考】（略）

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑱ (略)

⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳・㉑ (略)

4. 第三面関係 (略)

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

(第二面)

建築設備の状況等

(注意)

1. ・ 2. (略)
3. 第二面関係
①～⑱ (略)

⑲ 9 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑳・㉑ (略)

4. 第三面関係 (略)

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

(第二面)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】 ～ 【4. 換気設備の検査者】 (略)

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 ～ 【ハ. 居室等】 (略)
(判る)

【三. 防火ダンパーの有無】 (略)

【6. 排煙設備の検査者】 (略)

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 区画避難安全検証法 (階)
- 階避難安全検証法 (階)
- 全館避難安全検証法
- その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】 ～ 【ホ. 居室等】 (略)

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン
 その他 ()

【8. 非常用の照明装置の検査者】 (略)

【9. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 (略)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
- 蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

【1. 建築物の概要】 ～ 【4. 換気設備の検査者】 (略)

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 ～ 【ハ. 居室等】 (略)

【ニ. 空気調和設備・冷暖房設備】 個別パッケージ 全空気
 ヒートポンプ
 フアンコイルユニット併用
 その他 ()

【ホ. 防火ダンパーの有無】 (略)

【6. 排煙設備の検査者】 (略)

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 階避難安全検証法 (階)
- 全館避難安全検証法
- その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】 ～ 【ホ. 居室等】 (略)

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン
 無

【8. 非常用の照明装置の検査者】 (略)

【9. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 (略)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
- 蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)

灯)

- 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 蓄電池 (別置形) ・ 自家用発電装置併用
(居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 その他 ())

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】 ～ 【12. 備考】 (略)

第三十六号の八様式 (第六条関係) (A4)
(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】 ～ 【4. 防火設備の検査者】 (略)

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 区画避難安全検証法 () 階)
 階避難安全検証法 () 階)
 全館避難安全検証法
 その他 ())

【ロ. 防火設備】 (略)

【6. 防火設備の検査の状況】 ～ 【8. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑩ (略)

灯)

- 自家用発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 蓄電池 (別置形) ・ 自家用発電装置併用
(居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 無

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】 ～ 【12. 備考】 (略)

第三十六号の八様式 (第六条関係) (A4)
(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】 ～ 【4. 防火設備の検査者】 (略)

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 階避難安全検証法 () 階)
 全館避難安全検証法
 その他 ())

【ロ. 防火設備】 (略)

【6. 防火設備の検査の状況】 ～ 【8. 備考】 (略)

(注意)

1. ・ 2. (略)

3. 第二面関係

①～⑩ (略)

⑩ 5 欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性を検証した階を、「全館避難安全検証法」の場合は階避難安全性を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫～⑰ (略)
4. (略)

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】～【4. 防火設備の検査者】 (略)

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

⑩ 5 欄の「イ」は、建築基準法施行令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性が確かめられた建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性が確かめられた建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性を確かめた階を記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。

⑫～⑰ (略)
4. (略)

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）
(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】～【4. 防火設備の検査者】 (略)

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

- 区画避難安全検証法 (階)
 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法
 その他 ()
 ロ. 防火設備 (略)

【6. 備考】

第六十七号の四様式 (第六条の三、第十条の二十三、第十条の二十四、
 第十一条の四関係) (A4) (第二面)
 全体計画概要

【1. 各工事の着手予定年月日及び完了予定年月日並びに確認申請の
 要・不要】 (略)

【2. 各工事の概要】

- (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
 その他
 (工事完了後に不適合となっている規定) ()
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 [面 積] () () () () ()
 [延べ面積] () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
 その他
 (工事完了後に不適合となっている規定) ()
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)

- 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法
 その他 ()
 ロ. 防火設備 (略)

【6. 備考】

第六十七号の四様式 (第六条の三、第十条の二十三、第十条の二十四、
 第十一条の四関係) (A4) (第二面)
 全体計画概要

【1. 各工事の着手予定年月日及び完了予定年月日並びに確認申請の
 要・不要】 (略)

【2. 各工事の概要】

- (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
 その他
 (工事完了後に不適合となっている規定)
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 [面 積] () () () () ()
 [延べ面積] () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
 その他
 (工事完了後に不適合となっている規定)
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)

[面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
その他

(工事完了後に不適合となっている規定) ()
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)
 [面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
その他

(工事完了後に不適合となっている規定) ()
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)
 [面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
その他

(工事完了後に不適合となっている規定) ()
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)
 [面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()

【3. 備考】

[面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
その他

(工事完了後に不適合となっている規定)
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)
 [面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
その他

(工事完了後に不適合となっている規定)
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)
 [面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()
 (第 回) 増築 改築 大規模の修繕 大規模の模様替
その他

(工事完了後に不適合となっている規定)
 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 (全体) (既存改修部分) (本工事の分)
 [面 積] () () () () () ()
 [延べ面積] () () () () () ()

【3. 備考】

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(指定確認検査機関)
 第三十一条の二 指定確認検査機関(国土交通大臣の指定に係るものに限る。)の名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

(削る)

改正前

(指定確認検査機関)
 第三十一条の二 指定確認検査機関(国土交通大臣の指定に係るものに限る。次項において同じ。)のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに確認検査の業務の開始の日は、次のとおりとする。

名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日
一般財団法人日本建築センター(昭和四十年八月七日に財団法人日本建築センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。)	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第十五条各号に掲げる区分	日本全域	イ 本部 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十一年五月十三日

<p>一般財団法人日本建築総合試験所（昭和三十一年四月二十四日に財団法人日本建築総合試験所という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</p>	<p>大阪府 大阪市 吹田市 藤白台 五丁目 八番一 号</p>	<p>第十五条 第一号か ら第八号 の二まで 及び第十 三号から 第十四号 の二まで に掲げる 区分</p>	<p>福井県、 岐阜県、 愛知県、 三重県、 滋賀県、 京都府、 大阪府、 兵庫県、 奈良県、 和歌山県、 岡山県、 広島県、 山口県、 徳島県、 香川県、 愛媛県、 高知県、 及び福岡 県の全域</p>	<p>大阪府大阪市 中央区内本町 二丁目四番七 号</p>	<p>平成 十一年 四月十 日</p>
<p>一般財団法人住宅金融普及協会（昭和二十六年五月二十九日に財団法人住宅金融普及協会という名称で設立され</p>	<p>東京都 文京区 関口一 丁目二 十四番 二号関 口町ビ ル</p>	<p>第十五条 各号に掲 げる区分</p>	<p>茨城県、 栃木県、 群馬県、 埼玉県、 千葉県、 東京都、 神奈川県、 山梨県、 及び静岡 県の全域</p>	<p>東京都文京区 関口一丁目二 十四番二号関 口町ビル</p>	<p>平成 十二年 四月二 十五日</p>

た法人をい う。)	一般財団法人ベタリーディング(昭和四十八年二月十三日に財団法人住宅部品開発センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。)	一般社団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター
東京都千代田区富士見二丁目七番二号	静岡県静岡市駿河区南町十四番一	号
第十五条各号に掲げる区分	第十五条各号に掲げる区分	
日本全域	神奈川県、山梨県、静岡県及び愛知県の全域	
東京都千代田区富士見二丁目七番二号	イ 本所 静岡県静岡市駿河区南町十四番一 ロ 中部事務所 静岡県静岡市駿河区南町十四番一	ハ 中部事務所 静岡県静岡市駿河区南町十四番一 所 藤枝支所
平成十四年八月二十日	平成二十九年十二月十六日	

(削る)

2|| 指定確認検査機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、確認検査の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

静岡県藤
枝市田沼三
丁目十一番
二十一号
二 西部事務
所 静岡県
浜松市中区
元城町二百
十六番地の
四
ホ 西部事務
所袋井支所
静岡県袋
井市高尾町
五番地二十
二
へ 東部事務
所 静岡県
沼津市岡一
色八百十六
番地の一
ト 東部事務
所富士支所
静岡県富
士市瓜島町
百九番地三

(指定認定機関)
 第四十六条の二 指定認定機関の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

(削る)

(指定認定機関)
 第四十六条の二 指定認定機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、次のとおりとする。

名称	住所	指定の区分	業務区域	認定等の業務を行う事務所の所在地	認定等の業務の開始の日
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第三十三條第二項各号に係る同條第一項各号に掲げる区分	日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国	イ 本部 東京千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十日
一般財団法人建材試験センター(昭和三十九)	東京都中央区日本橋堀留町	第三十三條第二項第一号、第二号、	日本全域	東京都中央区日本橋堀留町一丁目十番十五号	平成十二年六月十日

<p>一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（昭和四十八年一月五日に財団法</p>	<p>一般財団法人ベターリビング</p>	<p>年六月一日に財団法人建材試験センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。</p>
<p>東京都港区西新橋一丁目十五番五号</p>	<p>東京都千代田区富士見二丁目七番二号</p>	<p>二丁目八番四号</p>
<p>第三十三條第二項、第七号、第八号及び第十号から第十号まで</p>	<p>第三十三條第二項第一号から第二号の二まで、第五号及び第七号に係る同条第一項第一号に掲げる区分</p>	<p>第四号及び第六号に係る同条第一項第一号及び第二号に掲げる区分</p>
<p>日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国</p>	<p>日本全域及び外国型式部材等製造者の認証に係る国</p>	
<p>東京都港区西新橋一丁目十五番五号</p>	<p>東京都千代田区富士見二丁目七番二号</p>	
<p>平成十二年六月十九日</p>	<p>平成十二年六月十日</p>	<p>平成十二年六月十日</p>

九月二十七日	和五十三年	造協会（昭	人日本膜構	一般社団法	同じ。）	人日本建築 設備・昇降 機センター という名称 で設立され た法人をい う。以下同 じ。）	東京都 江東区 新砂三 丁目四 番二号	第三十三 条第二項 第一号及 び第二号 に係る同 条第一項 各号に掲 げる区分	日本全域 及び外国 型式部材 等製造者 の認証に 係る国	東京都江東区 新砂三丁目四 番二号	平成 十二年六 月二十九 日
九月二十七日	和五十三年	造協会（昭	人日本膜構	一般社団法	同じ。）	に係る同 条第一項 各号に掲 げる区分	東京都 中央区 新富二 丁目一 番七号	第三十三 条第二項 第一号に 係る同条 第一項第	日本全域	東京都中央区 新富二丁目一 番七号	平成 二十一年 一月十九 日

(削る)

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条、法第二十七条第一項（主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。）、法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）、令第七十条、令第九十九条の三第一号及び第二号ハ、令百十二条第一項、第二項、第四項第一号及び第十二項ただし書、令百十四条第五項、令百十五条の二第二項第四号、令百二十九条の二の四第一項第七号ハ並びに令百三十七条の十第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二 十二の四 (略)

十三 令第八十条の三第一項第二号及び第四項並びに令百十二条第三項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十四 令百十二条第十九項各号及び第二十一項、令百二十六条の二

日に社団法人日本膜構造協会という名称で設立された法人をいう。 以下同じ。	一号に掲げる区分

2|| 指定認定機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二口、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条、法第二十七条第一項（主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。）、法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）、令第七十条、令第九十九条の三第一号及び第二号ハ、令百十二条第一項、第二項、第三項第一号及び第十一項ただし書、令百十四条第五項、令百十五条の二第二項第四号、令百二十九条の二の四第一項第七号ハ並びに令百三十七条の十第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二 十二の四 (略)

十三 令第八十条の三第一項第二号及び第四項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十四 令百十二条第十八項各号及び第二十項、令百二十六条の二

二第二項第一号、令第二百二十九条の十三の二第三号並びに令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五〜十六の二 (略)

十七 令第二百二十八条の六第一項、令第二百二十九条第一項及び令第二百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十七の二〜二十四 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〜三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条若しくは法第二十七条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）又は令第七十条、令第九十九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第一百零二条第二項若しくは第四項第一号若しくは令第一百五十五条の二第一項第四号の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)〜(4) (略)

ロ (略)

ハ 法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）又は令第一百十二条第一項若しくは第十二項ただし書、令第一百四十五条第五項、令第二百二十九条の二の四第一項第七号ハ若しくは令第三百三十七条の十第四号の規定に基づく認定 次に掲げ

第二項、令第二百二十九条の十三の二第三号、令第三百三十七条の十四第三号ロ並びに令第四百四十五条第一項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

十五〜十六の二 (略)

十七 令第二百二十九条第一項及び令第二百二十九条の二第一項の認定に係る性能評価を行う者としての指定
十七の二〜二十四 (略)

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〜三 (略)

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法により性能評価を行うこと。

イ 法第二条第七号から第八号まで、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条若しくは法第二十七条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）又は令第七十条、令第九十九条の三第一号若しくは第二号ハ、令第一百零二条第二項若しくは第三項第一号若しくは令第一百五十五条の二第一項第四号の規定に基づく認定 次に掲げる基準に適合する試験方法

(1)〜(4) (略)

ロ (略)

ハ 法第二条第九号の二ロ、法第二十七条第一項（防火設備に関するものに限る。）若しくは法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）又は令第一百十二条第一項若しくは第十一項ただし書、令第一百四十五条第五項、令第二百二十九条の二の四第一項第七号ハ若しくは令第三百三十七条の十第四号の規定に基づく認定 次に掲げ

る基準に適合する試験方法

(1) (3) (略)

二) ト (略)

五 (略)

(指定性能評価機関)

第七十一条の二 指定性能評価機関の名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

(削る)

る基準に適合する試験方法

(1) (3) (略)

二) ト (略)

五 (略)

(指定性能評価機関)

第七十一条の二 指定性能評価機関のうち、一般社団法人又は一般財団法人であるものの名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、次のとおりとする。

指定性能評価機関		指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
名称	住所				
一般財団法人日本建築センター	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第五十九条第二号の二、第三号の三から第八号の二まで、第八号の四から第十号の二まで、第十二	日本及び外国の全域	イ 本部 東京千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ 大阪事務所 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十二年六月十六日

一般財団法人 建材試験 センター	
東京都 中央区 日本橋 堀留町 二丁目 八番四 号	第五十九 条第一号 、第二号 、第三号 、第四号 、第六号 から第八 号まで、 第八号の 三、第九 号、第十 一号、第 十三号、 第十四号 、第十六 号、第十 七号、第
日本及び 外国の全 域	
東京都中央区 日本橋堀留町 一丁目十番十 五号	
平成 十二 年六 月十 六日	

一般財団法人 日本建築		一般財団法人 ベターリ ビング	
大阪府 吹田市		東京都 千代田 区富士 見二丁 目七番 二号	
第五十九 条第一号	第十九号及 び第二十 四号に掲 げる区分	第五十九 条第一号 から第二 号の二ま で、第四 号、第六 号から第 九号まで 、第十号 の二から 第十二号 の三まで 、第十三 号、第十 四号、第 十八号、 第二十号 、第二十 三号及び 第二十四 号に掲げ る区分	
日本及び 外国の全		日本及び 外国の全 域	
イ 大阪府大 阪市中央区		イ 本部 東 京都千代田 区富士見二 丁目七番二 号 ロ 茨城事務 所 茨城県 つくば市立 原二番地	
平成 十二		平成 十二年六 月十日 六日	

公益財団法人 日本住宅		総合試験所
東京都 江東区		藤白台 五丁目 八番一 号
第五十九 条第一号	から第二 号の二ま で、第三 号、第四 号、第六 号から第 八号まで 、第八号 の三、第 九号から 第十二号 の三まで 、第十三 号、第十 四号、第 十六号、 第十七号 、第二十 一号の二 から第二 十一号の 四まで、 第二十三 号及び第 二十四号 に掲げる 区分	域
日本及び 外国の全		
東京都江東区 新砂三丁目四		内本町二丁 目四番七号 口 大阪府池 田市豊島南 二丁目二百 四番地
平成 十二		年六 月二 十九 日

一般財団法人 小林理学 研究所	一般財団法人 日本建築 設備・昇降 機センター	・木材技術 センター
東京都 国分寺 市東元 町三丁 目二十 番四十 一号	東京都 港区西 新橋一 丁目十 五番五 号	新砂三 丁目四 番二号
第五十九 条第四号 に掲げる 区分	第五十九 条第二号 の二、第 六号、第 十七号の 二、第二 十号及び 第二十一 号の二か ら第二十 二号まで に掲げる 区分	、第六号 、第八号 の三、第 十一号及 び第二十 四号に掲 げる区分
日本全域	日本及び 外国の全 域	域
東京都国分寺 市東元町三丁 目二十番四十 一号	東京都港区西 新橋一丁目十 五番五号	番二号
平成 十二年 二月 四日	平成 十二年 一月 一日	平成 十六年 二月 十九日

<p>一般財団法人 日本塗料 検査協会（ 昭和三十年 八月二十七 日に財団法 人塗料検査 協会という 名称で設立 された法人 をいう。）</p>	<p>一般財団法人 ボーケン 品質評価機 構（昭和二 十三年十二 月六日に財 団法人日本 紡績検査協 会という名 称で設立さ れた法人を いう。）</p>	<p>東京都 渋谷区 恵比寿 三丁目 十二番 八号</p>	<p>第五十九 条第八号 の三に掲 げる区分</p>	<p>日本及び 外国の全 域</p>	<p>イ 東京都渋谷区恵比寿三丁目十二番八号 ロ 神奈川県藤沢市宮前六百三十六番三号</p>	<p>平成十五年四月十日</p>
<p>十四年二月</p>	<p>一般財団法人 化学物質 評価研究機 構（昭和二 十四年二月</p>	<p>東京都 文京区 後楽一 丁目四 番二十</p>	<p>第五十九 条第八号 の三に掲 げる区分</p>	<p>日本全域</p>	<p>イ 東京事務所 所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地</p>	<p>平成十五年四月十日</p>

八日に財団法人ゴム製品検査協会という名称で設立された法人をいう。	一般財団法人東海技術センター（昭和四十六年十月三十日に財団法人東海技術センターという名称で設立された法人をいう。）	一般財団法人日本建築防災協会（昭和四十八年一月五日に財団法人日本特殊建築安全センターという
五号	愛知県名古屋市東区猪子石二丁目七百十番地	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
	第五十九条の三に掲げる区分	第五十九条の二に掲げる区分
	日本全域	日本全域
口 大阪事務所 大阪府東大阪市荒本北一丁目五番五十五号	イ 愛知県名古屋市長区猪子石二丁目七百十番地 口 愛知県瀬戸市坂上町四百二十番地一	東京都港区虎ノ門二丁目三番二十号
平成十五年六月三日	平成十五年六月三日	平成十六年十月八日

名称で設立された法人をいう。)	一般社団法人日本免震構造協会(平成十一年四月一日に社団法人日本免震構造協会という名称で設立された法人をいう。)	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十八号	第五十九条第二号の二及び第六号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都渋谷区神宮前二丁目三番十六号	平成十六年四月十日
名称で設立された法人をいう。)	一般社団法人日本膜構造協会	東京都中央区新富二丁目一番七号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号及び第十七号に掲げる区分	日本及び外国の全域	東京都中央区新富二丁目一番七号	平成十九年二月十六日

公益財団法人東京防災・建築まちづくりセンター（平成十年七月一日に財団法人東京防災・建築まちづくりセンターという名称で設立された法人をいう。）	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	第五十九条第二号の二、第六号、第十三号、第十七号及び第二十一号の二から第二十一号の四までに掲げる区分	日本全域	東京都渋谷区渋谷二丁目十七番五号	平成二十二年十二月十日
一般財団法人さいたま住宅検査センター（平成十二年三月十六日に財団法人さいたま住宅検査センターという名称で設立された法人をいう。）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	第五十九条第二号の二に掲げる区分	埼玉県、東京都、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	平成二十五年一月十六日

(削る)

--

2||

指定性能評価機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び住所、指定の区分、業務区域、性能評価の業務を行う事務所の所在地並びに性能評価の業務の開始の日は、国土交通大臣が官報で告示する。

一般社団法人建築構造技術支援機構	大阪府吹田市 広芝町 三番二 十九号	第五十九条第六号 に掲げる 区分	日本全域	大阪府吹田市 広芝町三番二 十九号	平成 三十 年四 月二 日
------------------	-----------------------------	------------------------	------	-------------------------	---------------------------

いう。)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2 この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第五十九条第十三号又は第十七号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けている者は、第二条の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令第五十九条第十三号又は第十七号に掲げる区分に従い同項の規定による指定を受けた者とみなす。